平成２３年（フ）第７号
広島県安芸高田市吉田町吉田2511番地、開始決定時の住所広島県安芸高田市向原町戸島1918番地７
破産者　佐伯　幹夫
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第３８号
新潟県上越市仲町２丁目３番６号、前住所新潟県上越市春日山町１丁目９番10号
破産者　山本　　浩
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３９号
新潟県上越市仲町２丁目３番６号、前住所新潟県上越市春日山町１丁目９番10号
破産者　山本美由紀
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５８１８号
大阪府東大阪市東豊浦町８番８号　サンハイム西村Ⅱ203号
破産者　井上　雅照
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４号
秋田県由利本荘市及位字長根山39番地
破産者　小助川洋子（旧姓菊地）
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第９１号
福島県郡山市日和田町字蛇ヶ森19―６　ウィナーズクサカ303号室、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市富田町字豊年田13番地の52
破産者　宗形　武志
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
茨城県下妻市数須362番地１
破産者　中山　益代
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６９３号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番34―201号
破産者　宮下　克也
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１２２号
和歌山県紀の川市粉河214番地28
破産者　池上　芳孝
1　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午前10時30分
平成25年６月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
山形市白山１丁目４番14―103号　ハウスオブローゼ、開始決定時の住所山形県西村山郡河北町谷地丙96番地
破産者　吉田　弘樹
1　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
2　一般調査期日　平成25年８月１日午後３時10分
平成25年６月４日　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１９号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目11番地１　リバーコーポＡ１―105、破産手続開始決定時の住所埼玉県幸手市中１丁目15番28号
破産者　齋藤　洋子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午前10時30分
平成25年６月３日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
広島市東区馬木８丁目520番地85
破産者　園田　　忍
1　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
2　一般調査期日　平成25年８月７日午後２時30分
平成25年６月３日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６１号
大阪府高槻市登町12番Ａ14―205号
破産者　ユートピアこと　竹内　　強
1　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
2　一般調査期日　平成25年８月26日午後３時
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６号
京都市左京区川端東６筋夷川上る秋築町247番地の６
破産者　古川智香子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
2　一般調査期日　平成25年８月13日午前11時
平成25年６月４日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
高知県安芸市川北甲441番地６
破産者　島内　　智
1　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
2　一般調査期日　平成25年８月27日午前10時30分
平成25年６月４日
高知地方裁判所安芸支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第７７号
北九州市小倉南区長野１丁目19番26号
破産者　大嶋みさえ
特別調査期日　平成25年７月25日午後１時10分
平成25年５月31日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第７９００号
京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町678番地２
破産者　株式会社しゃなり
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第７９０４号
名古屋市中区錦１丁目13番26号
破産者　株式会社マイソフィア・インターナショナル
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第７９０６号
神戸市中央区江戸町95番地
破産者　株式会社ゼンコーポレーション
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部